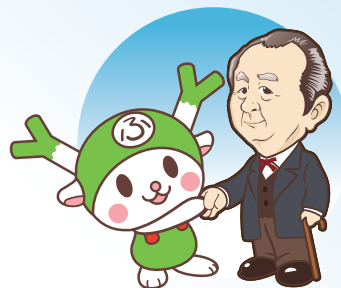


深谷市農委だより

2025年9月

No. 40



深谷市イメージキャラクター
ふっかちゃん

郷土の偉人
沢沢栄一



榎合地内で新規就農された鴻巣堅斗さん
(6面にインタビューを掲載しています)



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒366-8501 深谷市仲町11番1号 ☎ 048-577-3439(直通)・FAX 048-578-7614

E-mail : nogyo-l@city.fukaya.saitama.jp

地域計画が策定されました

令和7年3月末に市内25地区で、地域計画が策定され、現在、市のホームページで公表しています。

今後は、農振除外の手続きや目標地図に位置付けられていない農用地の権利移転に伴う変更などを考慮し、年2回（9月、3月予定）の地域計画変更（ブラッシュアップ）を予定しています。

計画変更に伴う「協議の場」の開催については、市のホームページでご案内していきますので、よろしく願います。地域計画を策定、更新していくことにより、農地の集積・集約化がしやすくなり、効率的な営農環境に変えていくことができます。また、国や県の補助が受けやすくなる等のメリットもありますので、ご協力をお願いします。

なお、新しく地域計画の目標地図に位置付ける者（農業を担う者一覧）に掲載を希望する耕作者、所有者の方は、農業振興課へ相談をお願いします。

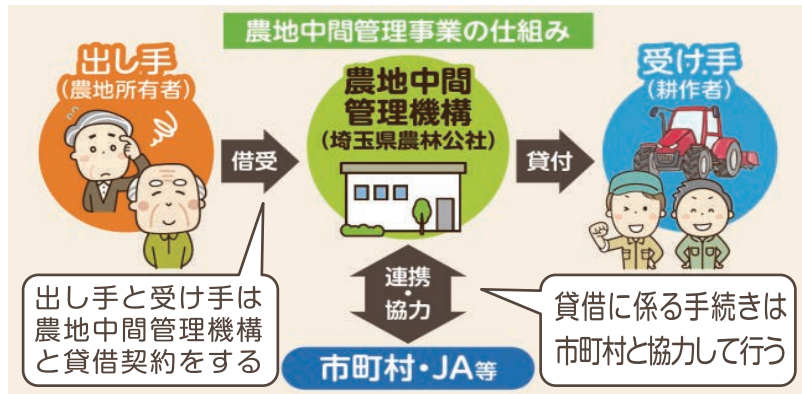
○問い合わせ

農業振興課（Tel 577-3298）

農地中間管理事業について

法改正により利用権設定が廃止され、令和7年4月1日から農地の貸借は、農地中間管理事業による手続きまたは農地法第3条による手続きとなりました。貸借期間が残っている利用権設定の権利は、期間が切れるまで有効ですが、期限が近いものについては、農業振興課より更新の手続きに関するご案内を所有者様と耕作者様に送付しています。

引き続き更新される場合には、農業振興課（Tel 577-3298）までご連絡ください。お願いします。



eMAFF（イーマップ） 農地ナビをご活用ください！

イーマップ農地ナビは、市町村、農業委員会が整備している農地台帳や農地に関する地図について、農地法に基づいてインターネットで公表している無料のサイトです。

誰でもパソコンやスマートフォンで全国の農地情報を地図上で確認することができます。例えば、農地の所在地や地目、面積のほか、賃借権等の権利設定の有無や遊休農地であるかどうかなどを確認できます。新規就農や規模拡大を考えている方は、ぜひご活用ください。

HPアドレス

<https://map.maff.go.jp>

農地 ナビ

で

検索

検索方法（例）

📍 住所から探す

市区町村の大字ごとに絞り込んで検索することができます。

🔍 条件から探す

農地を「所在・地番」や「地目・面積」などさまざまな条件で検索することができます。

深谷市アグリテック導入支援事業補助金について

『深谷市アグリテック導入支援事業補助金』は、AI、ICT、IoTなどの最新技術やロボット技術を活用したアグリテックを推進するための機器などの導入にかかる経費の一部を補助することで、儲かる農業の創造に向け、戦略的な農業の推進などを図ることを目的としています。

この補助金は、機器の購入費・整備費やサービス・リースの使用料に加え、一部の資材の購入費も対象となりますので、ぜひご利用ください。

■DEEP VALLEY

公式ホームページURL、QRコード
<https://deep-valley.jp/subsidy/>



○問い合わせ 産業ブランド推進室 Tel577-3819



◆安全対策の要点◆

以下の点などを心がけましょう。

- ・ヘルメット、防護メガネ等、安全装備を身に着ける
- ・点検・整備時はエンジンを停止する
- ・ほ場の出入り、あぜ越えに注意する
- ・移動走行時には人や車に注意する
- ・熱中症予防対策をとる

国によると、令和6年の農作業事故は前年より約50件多い354件と報告されています。内訳は「死亡」が145件、「重傷」が117件、「軽傷・その他」が92件でした。例年どおり、事故は4月から10月の農繁期に多く、これらの時期は特に注意が必要です。

秋本番を迎え、豊かな実りが期待される一方で、まだ気温の高い日も多いため、引き続き注意が必要です。また、台風などの影響で農地等の復旧が必要になったり、収穫時期がずれることも考えられます。焦りは事故を招きますので、「意識的に休憩をこまめに取る」、「家族や仲間と声を掛け合う」など、熱中症や機械事故の未然防止を徹底してください。

農作業事故に注意を！

放置されたままの農地は、雑草等の繁殖や、病害虫の発生等により周辺の農地に悪影響を及ぼすばかりでなく、ごみの不法投棄、人や車の通行妨害、冬場の枯草による火災発生など、周辺地域への影響が出てきます。一度荒れてしまうと元の状態に戻すためには多大な労力と費用がかかりますので、農地を所有または耕作されている方は、定期的な管理をお願いします。

また、農地は管理（耕作等）されているものの、畔等の雑草繁茂、耕作土の道への流出、野菜の残さの放置などの苦情も寄せられています。

農地を適正かつ効率的に利用・管理しつつ、周辺地域にも配慮していただき、よろしくお願いします。



農地の適正な管理について

農地改良(畑の盛土・田畑転換等)をするには手続きが必要ですよ

農地の生産性を向上させるため、農地改良(畑の盛土や田畑転換等により新たな耕作土を搬入したり、農地内の耕作土を搬出したりして、農地の現状を変更する行為)をする場合は、工事期間やその規模(面積)等により一時転用許可申請または届出のいずれかの手続きが必ず必要となります。

○届出の対象

工事期間…1か月未満かつ、
工事面積…1,000㎡未満

○許可の対象

届出の場合の期間又は面積
を超える場合

手続きをせずに無断で工事を始めたり、許可を受けたが事業計画どおりに進めていない場合等は農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。さらには、個人の場合は拘禁刑または罰金、法人の場合は罰金の適用を受ける場合があります。また、罰則の対象者は違反転用者のみならず、違反転用者から転用事業を請け負った者やその下請事業者も含まれます。まずは事前にご相談ください。

○問い合わせ

農業委員会事務局(TEL577-3439)

農業者年金に関するQ&A

Q1 他と同種の制度と比べ、メリットは何ですか？

A メリットとしては、積立方式であることにより、65歳以降に給付される年金等は自らが積み立てた保険料とその運用益を原資とするため、加入者受給者比率に左右されず、自分自身の設計で年金を構築できる安定した制度に加え、唯一、国庫補助がある公的年金制度です。また、保険料納付済期間が短期間であっても、それに応じた年金を受給できることなど農業者の生涯設計に柔軟に対応できる特徴があります。

Q2 加入要件を教えてください。

A 国民年金第1号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者であり、かつ、国民年金保険料の免除を受けておらず、農業に従事(年間農業従事日数が60日以上)している20歳以上65歳未満の方(ただし、60歳〜64歳で加入できるのは、国民年金の任意加入被保険者に限る)が、基金に申し出て加入することができます。

Q3 加入申込み窓口等加入手続きは、どうすればよいですか？

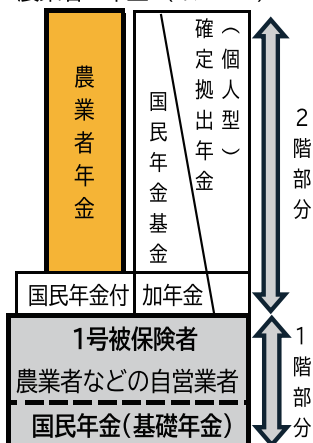
A すべて任意加入制度となるために、農業者自らが基金に申し込むことによ

って加入となります。(その申出をした日に、農業者年金の被保険者資格を取得します) 加入の手続きについては、申込書をお近くの農業協同組合の窓口にご提出いただくこととなります。

Q4 国民年金基金や確定拠出年金(イデコ)に加入している人も農業者年金に加入できますか？

A 農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金含む)の年金や確定拠出年金(イデコ)は重複加入できません。

農業者と年金(イメージ)



■ 加入についてのお問い合わせは

農業委員会事務局(TEL577-3439)
またはお近くの農協へ

砂ぼこり対策へのご協力について

冬から春先の農閑期にかけて、強風で優良土壌が飛散すると、風下の地域の住環境に悪影響を及ぼします。次のような対策で優良土壌の飛散を抑えましょう。

- 竜のひげの植栽
- 次期作に向けた耕運作業を作付け間近まで控える
- 畑かんなどで散水し農地の湿潤化を図る
- 緑肥作物（エン麦、ライ麦）の播種
- 防風ネットの設置（予算が無くなり次第終了、農地の場所によりネットが設置できない場合あり）



○問い合わせ 農業振興課 Tel 577-3298

水田活用の直接支払交付金の5年水張ルール見直しについて

令和4～8年度の間、水稲作付または1か月以上のたん水管理が行われていない農地は、令和9年度以降交付金の対象外となる5年水張ルールがありますが、**連作障害回避の取組※**を行えば交付金の対象とすることとなりました。

詳細は、問い合わせ先までご連絡ください。

※具体的には、土壌改良資材及び有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けの実施があります。

○問い合わせ 農業振興課（深谷市農業再生協議会事務局）
Tel 577-3298

有害鳥獣による農作物被害対策を実施します

近年、有害鳥獣による農作物被害が確認されていることから、次の対策を実施します。

■電気柵の貸出しについて

協議会所有の侵入防止用電気柵を、希望される方に貸出しします。

■電気柵の購入補助について

有害鳥獣に対する、侵入防止用電気柵に係る購入費用を補助します。

○対象者…市内に住所を有し、市内で農作物を生産するかた

○上限額…30,000円

○補助率…1/2以内

○申請回数…1年度内に1回まで

※予算が無くなり次第終了となります。

■有害鳥獣（イノシシ・シカ）の捕獲について

有害鳥獣による農作物被害のおそれがある場合は、問い合わせ先へ連絡をお願いします。捕獲の必要があると判断された場合は、捕獲のためのワナを設置します。



○問い合わせ 農業振興課（深谷市鳥獣害対策協議会事務局）
Tel 577-3298

シリーズ新規就農

『『深谷の野菜』を全国に
発信していきたい』鴻巣 こうのす 堅斗 けんと さん (29才)

このコーナーでは、深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。

シリーズ第35回は、榎谷地内で就農された鴻巣さんにお話を伺いました。

Q これまでの経歴は？

A 日本体育大学を卒業した後、都内でフィットネスインストラクター及びパーソナルトレーナーとしてフリーで働いていました。

Q 農業を始めたきっかけは？

A 将来、ジムの経営も考えていましたが、コロナの影響で仕事がなくなってしまう、別の職業を考えた時に「食」について興味が沸き、一次産業にフォークラスを当てて情報収集したところ、最終的に農業にたどり着きました。祖父父母の家と農地が深谷市にあったことも、就農のきっかけの一つです。

Q これまでの農業経験は？

A こちらに移り住み、親戚の農家で研修を兼ねた農作業の手伝いをしながら経験を積んだ後、令和5年の1月から

本格的に個人で農業を始めました。現在は、弟と2人で農業をしています。

Q 現在主に何を生産していますか？

A とうもろこし、ブロッコリー、さといも、カリフラワリーの4種類を生産していますが、今後はネギにも挑戦してみたいです。

Q 農業を始めてみて感じたことは？

A 生まれも育ちも都内であったため、トラクターで耕耘された土の上を歩いたときは新鮮で衝撃を受けた記憶があります。

Q 農業で心がけていることは？

A 必要最低限の労力で、ハイパフォーマンスを維持するように心がけています。

Q 将来の夢は何ですか？

A 現在は主に市場へ出荷していますが、深谷産の農作物（野菜）の魅力を全国へ向けて発信していきたいと考えています。

Q 最後に、新規就農する方に一言！

A 農業を楽しむことが一番大事だと私は思います。自分を追い込まず、身体と心の余裕を最優先に、自分自身で出来る範囲内で挑戦する事が大切だと思います！



編集後記

現体制の編集委員会で発行する「農委だより」は今号で最後になります。発行にあたり、これまでご協力いただいた方々に感謝申し上げます。また、農業委員会活動に対し、ご理解とご協力を賜りありがとうございました。編集委員は新しいメンバーとなりますが、今後ともよろしくお願いいたします。

農委だより編集委員会

委員長 小内 忠

委員 糸原 健治 橋本 繁穂

望月 勇 黒澤 清

吉田 裕治 吉野 勝男

◆お知らせ◆

農業委員会は11月8・9日に開催される第20回深谷市産業祭に参加します。新規就農相談会及び農産物販売を行いますので、ぜひご来場ください。

全国農業
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
新聞
週刊
金曜日発行
月700円
お申し込みは農業委員会へ